

鳥取県柔道整復師連盟規約

- 第1条 本会は鳥取県柔道整復師連盟と称する。
- 第2条 本会は日本柔道整復師連盟と連携強調の下、鳥取県柔道整復師会の目的達成のために必要な政治活動をするを目的とする。
- 第3条 本会の事務局を鳥取市西町4-210-4に置く。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため必要な事業を行う。
- 第5条 本会は鳥取県柔道整復師会の会員で第2条の目的に賛同する者を持って組織する。
- 第6条 会員は別に定める会費を納入するものとする。
- 第7条 本会は次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 常任執行委員 若干名
(4) 事務局長 1名
- 第8条 委員長は総会で選出する。
(1) 委員長は本会を代表して会務を総理する。
(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故ある時はこれを代行する。
(3) 事務局長は会計を管理する。
- 第9条 副委員長、常任執行委員、事務局長は委員長が委嘱する。
- 第10条 事務局長は一般庶務会計を処理し、政治資金規正法の会計責任者を兼ねる。
- 第11条 総会は毎年1回開き次の事項を決議する。
(1) 事業計画および予算、決算 (2) 会費の額
(3) その他決議を要する重要事項
- 第12条 常任執行委員会は役員で構成し、本会の予算審議、決算の承認等本連盟の重要事項の決議する。
(2) 規約に定めるもののほか、運営に必要な事項を審議し決議をする。
- 第13条 本会の会議の決議は出席者の過半数を持って決する。
- 第14条 本会の経理は次によってまかなう。
(1) 会費 (2) 交付金 (3) 寄付金 (4) その他
- 第15条 本会の会計年度は政治資金規正法に定める1月1日より始まり12月31日で終わる。
- 第16条 本会規約の変更は、総会において承認を得なければならない。
- 第17条 本規約は昭和56年9月20日より施行する。
平成27年6月21日 改訂
- 附則 鳥取県柔道整復師連盟の会費は次の通りとする。
(1) 年額1,000円とする。